



市 からの 連絡 帳

18歳からの参議院議員選挙
投票日 7月10日(日)
 現在、両庁舎で期日前投票ができます。
 ◆選挙管理委員会事務局 ☎
 (☎042-438-4090)

7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 ◆納税課 ☎(☎042-460-9832)

税・年金など

西東京市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 7月2日(土)・3日(日)午前9時~午後4時
場 市税・納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料・保険年金課(田無庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 ☎(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 ☎(☎042-460-9824)

動産インターネット公売

市では、市税や保険料などの滞納者が所有する自動車などの財産について、差し押さえなどの滞納処分を行っています。今回、市が差し押さえた動産をヤフー官公庁オークションで公売(売却)します。公売による売却代金は、滞納となっている市税などに充当されます。
参加申込期間
 7月7日(木)午後1時~26日(火)午後11時
入札期間
 8月2日(火)午後1時~4日(木)午後11時
 ※入札には原則どなたでも参加できます。公売財産および手続きの詳細は、7月1

日(金)から市HPでご確認ください。
 ※公売は中止になることがありますので、最新情報は市HPをご覧ください。
 ◆納税課 ☎(☎042-460-9834)

国民年金保険料免除・納付猶予の申請

平成28年度分(7月~平成29年6月)の国民年金保険料納付免除・猶予申請の受付が7月1日(金)から始まります。
免除申請 被保険者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(平成27年中所得)が基準額以下の場合に、全額または一部免除が承認されます。承認期間は年金受給資格期間(25年間)に含まれ、老齢基礎年金の受給額は承認区分に応じて計算されます。
納付猶予申請(7月から被保険者対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大)50歳未満の方で、被保険者・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合に承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には計算されません。

承認区分	承認後の支払金額(月額)	老齢年金の受給額に反映される割合
全額免除	0円	免除期間の2分の1
一部免除	4分の3	4,070円 // 8分の5
	半額	8,130円 // 4分の3
	4分の1	12,200円 // 8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※一部免除は残りの保険料を納付しないと未納になります。
 ※平成21年3月以前は老齢基礎年金受給額に反映される割合が異なります。
 ●審査対象者が退職した場合、離職票・雇用保険受給資格者証などを添付することで、退職者の所得審査を省略できます(平成28年度分は平成26年12月31日以降の退職日のものが有効)。
 ※一般的な退職証明書・社会保険喪失

証明書では利用できません。
 ●承認期間から10年以内であれば、古い順に保険料を納めることができます(承認期間から3年度目以降は、当時の納付額に加算金が付きます)。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)
持 年金手帳・認め印・離職票または雇用保険受給資格者証など(審査対象者の中に離職者がいる場合)
問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
 ◆保険年金課 ☎(☎042-460-9825)

出産育児一時金・葬祭費の支給

出産育児一時金・葬祭費の申請をしていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)
出産育児一時金 国民健康保険に加入している方が出産した時に支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。※直接支払制度を利用して出産費用が一時的に下回る方や、直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。
持 ●保険証
 ●認め印
 ●世帯主名義の口座が確認できるもの
 ●直接支払制度合意文書
 ●出産費用明細書
 ●個人番号の分かる書類・証明書
葬祭費 国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行った場合に喪主の方に支給されます。
持 ●会葬礼状または葬儀の領収書
 ●保険証
 ●認め印
 ●喪主名義の口座が確認できるもの
 ●個人番号の分かる書類・証明書
 ◆保険年金課 ☎(☎042-460-9821)

福祉

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者対象)の申請

申請期限 7月29日(金)(消印有効)
 お手元に申請書がある方はお早めに申請してください。
 不審な電話やメールには、十分ご注意ください。
 ◆臨時福祉給付金担当(イングリッド・☎042-497-4976)

介護保険負担限度額認定証の更新

平成27年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日です。
 8月以降も引き続き認定継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。平成27年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、7月29日(金)までに手続きをしてください。
 ※介護保険法の改正により8月から、利用者負担段階の第2・3段階の判定に用いる収入に非課税年金(遺族年金や障害年金など)が含まれることになりました。
 ◆高齢者支援課 ☎(☎042-438-4030)

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

市では、低所得者を対象に介護保険訪問看護利用者負担軽減を実施しています。
訪問看護(介護予防含む)の利用者負担(1割負担)の25%を軽減
世帯全員が住民税非課税など要件がありますので、事前にお問い合わせください。連絡のあった方に申請書類一式を郵送します。
必要なもの ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書
 ●収入および貯蓄などの申告書(世帯全員の通帳のコピー添付)
 ●資産および扶養の有無に関する申告書
 ◆高齢者支援課 ☎(☎042-438-4030)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

新しい受給者証・被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。配達時に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、田無庁舎2階の各係へ本人確認ができるものをご持参ください。

国民健康保険高齢受給者証

対 70~74歳の国民健康保険被保険者
 ◆負担割合の判定基準
2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)
 次のいずれかに該当する方
 ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
 ●本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
 ●住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)
 ①世帯に被保険者が1人...383万円未満
 ②同じく2人以上...520万円未満
 ③①のとき、被保険者本人の収入が383万円以上だが、世帯に後期高齢者

医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる...旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満
3割負担(現役並み所得者)
 次の全てに該当する方
 ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
 ●世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上
 ◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い
 定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により、2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)となります。
 ※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。
 ◆保険年金課国保給付係 ☎(☎042-460-9821)

後期高齢者医療被保険者証

対 75歳以上(または一定の障害があると広域連合から認定された65~74歳)の後期高齢者医療被保険者
 ◆負担割合の判定基準
1割負担
 次のいずれかに該当する方
 ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
 ●本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下
 ●住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)
 ①世帯に被保険者が1人...383万円未満
 ②同じく2人以上...520万円未満
 ③被保険者と同じ世帯に70~74歳の

後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる...その方と被保険者の収入の合計が520万円未満
3割負担(現役並み所得者)
 次の全てに該当する方
 ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
 ●世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上
 ◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い
 定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。
 ※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。
 ◆新しい被保険者証
 藤色、有効期間...8月1日~平成30年7月31日
 ◆保険年金課後期高齢者医療係 ☎(☎042-460-9823)